

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて（国外在住の場合は、取次機関を経由し）所定の求職票によりお申し込みください。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際しては、（国外在住の場合は、取次機関を経由し）求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。求職者が国外在住の場合は取次機関と本所にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。
- ⑦ 就職が決定しましたら求人された方から別表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内、中華人民共和国、台湾、大韓民国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦共和国、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民主共和国、フィリピン共和国です。国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社
函館支店

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。
- ⑦ 就職が決定しましたら求人された方から別表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社

旭川支店

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。
- ⑦ 就職が決定しましたら求人された方から別表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社

盛岡オフィス

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。
- ⑦ 就職が決定しましたら求人された方から別表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社
帯広支店

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。
- ⑦ 就職が決定しましたら求人された方から別表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社
仙台支店

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。
- ⑦ 就職が決定しましたら求人された方から別表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社
札幌市生活就労支援センター

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。
- ⑦ 就職が決定しましたら求人された方から別表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社

山形オフィス

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。
- ⑦ 就職が決定しましたら求人された方から別表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社

苫小牧サテライト

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。
- ⑦ 就職が決定しましたら求人された方から別表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社

さいたまオフィス

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。
- ⑦ 就職が決定しましたら求人された方から別表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社
ワークステーションさいたま

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。
- ⑦ 就職が決定しましたら求人された方から別表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社
ジョブカフェ S A G A 無料職業紹介所

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等

からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司

業務の運営に関する規程

キャリアバンク株式会社
江別まちなか仕事プラザ無料職業紹介所

1. 求 人

- ① 本所は、全職種に関する求人の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- ② 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できない場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。または、当社営業担当者が直接訪問し、説明した上で求人票の作成を依頼しますので、そこでお申し込み下さい。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめそれらの方法以外の方法により明示してください。

2. 求 職

- ① 本所は、全職種に関する求職の申し込みについてこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- ② 求職の申し込みは、必ず本人が直接来所されて所定の求職票によりお申し込み下さい。

3. 紹 介

- ① 求職の方には職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に必ず職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- ② 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力紹介できるよう努力いたします。
- ③ 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- ④ 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- ⑤ いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- ⑥ 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、労使闘争・ストライキまたは作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介いたしません。

4. その他

- ① 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業所に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

- ② 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告を行ってください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- ③ 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に管理いたします。
- ④ 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- ⑤ 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、労働関係法令に基づき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- ⑥ 本所の取扱職種の範囲等は全職種、国内です。
- ⑦ 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は各担当者に詳しくご照会ください。

2026年 7月 16日
キャリアバンク株式会社
代表取締役 松橋 敬司